

日本脳炎の予防接種を受けるに当たっての説明

○ 保護者の方へ：必ずお読みください。

これまで、お子様の予防接種の実施に当たっては、保護者の同伴が必要となっていました。13歳以上の方への日本脳炎予防接種については、保護者がこの説明書の記載事項を読み、理解し、納得してお子様を予防接種を受けさせることを希望する場合に、同意書及び予診票に自ら署名することによって、保護者が、同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができるようになりました。

同意書及び予診票に署名するに当たっては、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や保健所、西都市（健康管理課）に確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてからにしてください。

1 日本脳炎の症状について

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。ヒトからヒトへの感染はありません。

日本脳炎ウイルスに感染した人のうち100～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎のほか無菌性髄膜炎や夏かぜ様症状もみられます。脳炎にかかった時の致命率は約20～40%ですが、治った後に神経の後遺症を残す人が多くいます。

2 予防接種の効果と副反応について

ワクチン接種により、日本脳炎の罹患リスクを75～95%減らすことができると報告されています。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

<日本脳炎ワクチンの主な副反応>

主なものは発熱、せき、鼻水、注射部位の紅斑や腫れ発疹などで、これらの副反応のほとんどは接種3日後までにみられています。

なお、ごくまれにショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、脳症、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応がみられることがあります。

3 予防接種による健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、西都市（健康管理課）へご相談ください。

4 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④ その他、医師が不適切な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

※医療機関に提出してください。

○保護者の方へ：下記事項をよくお読みください。

上記の内容をよく読み、十分理解し、納得された上でお子様に接種することを決めてください。接種させることを決定した場合は、下記の保護者自署欄に署名してください。（署名がなければ予防接種は受けられません）

同 意 書

日本脳炎の予防接種を受けるに当たっての説明を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで、子供に接種させることに同意します。

なお、説明書は、保護者に予防接種に対する理解を深める目的のために作成されたことを理解の上、同意書が西都市に提出されることに同意します。

保護者自署 _____

住 所 _____

緊急の連絡先 _____

※ 同意書は、日本脳炎の予防接種において、保護者が同伴しない場合に必要となるものです。お子様（13歳～15歳）が1人で予防接種を受ける場合は必ずこの同意書及び予診票を提出させるようにしてください。

同意書及び予診票に保護者の署名がないと予防接種は受けられません。